

管財第 187 号
令和 5 年 3 月 24 日

測量・設計コンサルタント業者の皆様

雲南市長 石 飛 厚 志
(総務部管財課)

設計金額が 500 万円未満の業務委託（総合評価方式で発注するものを除く。）
における最低制限価格を設定した入札の実施について（通知）

業務委託の品質を確保し、労務者の労働条件悪化を防止するため、下記のとおり、設計金額が 500 万円未満の業務委託（総合評価方式で発注するものを除く。）において最低制限価格を設定した入札を実施することとしますのでお知らせします。

記

1. 最低制限価格を設定した入札を行う対象業務委託

設計金額が 500 万円未満の業務委託（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント）とする。

ただし、総合評価方式で発注するものを除く。

2. 最低制限価格の算定方法

「雲南市建設工事関連業務委託低入札対策実施要領」第 4 条で定める低入札基準価格算定基準（別表 1）を用いることとする。

3. 適用日

令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名通知を行う業務委託から適用する。

雲南市総務部管財課
Tel 0854-40-1025 Fax 0854-40-1029
E メール kanzai@city.unnan.shimane.jp